特定非営利活動法人　国立ルピナス

定　　款

当法人の定款である
特定非営利活動法人　国立ルピナス
理　事　高村　哲[redacted]

第1章　総　則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人国立ルピナスと称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都国立市西2丁目20番地の10　第2村上ビル2Fに置く。

（目的）

第3条　この法人は、障害者（児）に対して、働く場所を確保するとともに、生活訓練に通じ、心身の発達とその能力に応じた社会的自立を促し、もって障害者（児）が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 障害者自立支援に関する法に基づく障害福祉サービス事業

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(3) 障害者自立支援に関する法に基づく相談支援事業

(4) 児童福祉法に基づく相談支援事業

(5) 障害者自立支援に関する法に基づく地域生活支援事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章　会　員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上9人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2　理事のうち、1人を理事長とし2人以内の副理事長を置く。

（選任等）

第14条　理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び、三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠の為、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を支給することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　議

（種別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 22 条　総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 監事の選任又は解任、職務及び役員の報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 解散における残余財産の帰属

(8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びこの会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第40条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

（予備費）

第 45 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

第 46 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 48 条　予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所管庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 50 条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所管庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

第 8 章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する賃借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章　事務局

（事務局の設置）

第 54 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 55 条　事務局及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 56 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章　雑　則

（細則）

第 57 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して3カ月以内に行うものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。

別表1　設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	高村　哲夫
副理事長	鮫島　恭江、中嶌　あや子
理事	白倉　ミキ子、山地　圭子
監事	廣川　ハル江

別表2　設立当初の入会金及び会費

入会金	すべて0円	
年会費	正会員（個人・団体）	1000円
	賛助会員（個人）	一口1000円（一口以上）
	賛助会員（団体）	一口10000円（一口以上）

附　則

この変更された定款は、東京都より認証を受けた平成20年2月7日より施行する。

附　則

この定款は、平成２５年　４月　１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２５年　４月１６日より施行する。

附　則

この定款は、平成２８年　５月１１日より施行する。

附　則

この定款は、平成３０年　６月２０日より施行する。